

## 【表紙】

【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	Trustar Capital Partners Japan Limited 日本における代表者 伊藤政宏
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区平河町2-16-1 平河町森タワー10階
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	2025年12月25日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

## 【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社タウンズ
証券コード	197A
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所(スタンダード市場)

## 【提出者に関する事項】

## 1 【提出者(大量保有者)/1】

個人・法人の別	法人(ケイマン諸島法人)
氏名又は名称	シージェーピースリー・ジー・ピー・リミテッド(CJP III GP Ltd.)
住所又は本店所在地	英領ケイマン諸島 KY 1-9008、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、エルジン・アベニュー190、ウォーカーズ・コーポレート・リミテッド
事務上の連絡先及び担当者名	Trustar Capital Partners Japan Limited 松川力造
電話番号	03-5211-3830

## 2 【提出者(大量保有者)/2】

個人・法人の別	法人(ケイマン諸島法人)
氏名又は名称	シーシーピー・ジャパン・リミテッド(CCP Japan Ltd)
住所又は本店所在地	英領ケイマン諸島 KY 1-9008、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、エルジン・アベニュー190、ウォーカーズ・コーポレート・リミテッド
事務上の連絡先及び担当者名	Trustar Capital Partners Japan Limited 松川力造
電話番号	03-5211-3830

## 【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書 No.1
訂正される報告書の報告義務発生日	2025年12月20日
訂正箇所	2025年12月24日に提出した変更報告書No.1については、変更報告義務が発生しておらず、提出事由に該当しませんでしたので、取下げ致します。